様式第二十五号の十一（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

（略）

別紙一（略）

別紙二（略）

様式第二十五号の十一別紙二

記載要領

1　この名簿は、0 4「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する技術職員（第18条の３第２項第１号から第３号までに該当する者。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類の数は２までとする。

2　□□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば□ □ 1 2 のように右詰めで記入すること。

3　6 1「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が３枚目であれば0 0 3、12枚目であれば0 1 2のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「０」を記入すること。

4　「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入すること。

5　「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。

6　「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から２つ以内で選び該当するコードを記入すること。なお、平成28年６月１日から平成31年５月31日までの間に、とび・土工工事業又は解体工事業の経営事項審査を受けようとするときは、必ず、とび・土工工事業の技術職員については「業種コード」の欄に「とび・土工工事業」のコード「05」を、解体工事業の技術職員については「業種コード」の欄に「解体工事業」のコード「29」を、とび・土工工事業及び解体工事業の技術職員については「業種コード」の欄に「とび・土工工事業・解体工事業（経過措置）」のコード「99」を、それぞれ記入すること。この場合、「業種コード」の欄に「とび・土工工事業」のコード「05」が記入された技術職員はとび・土工工事業及びとび・土工工事業・解体工事業（経過措置）の技術職員として、「業種コード」の欄に「解体工事業」のコード「29」が記入された技術職員は解体工事業及びとび・土工工事業・解体工事業（経過措置）の技術職員として、「業種コード」の欄に「とび・土工工事業・解体工事業（経過措置）」のコード「99」が記入された技術職員はとび・土工工事業、解体工事業及びとび・土工工事業・解体工事業（経過措置）の技術職員として、それぞれ審査される。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゆんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル･れんが･ブロック工事業	20	機械器具設置工事業	99	とび・土工工事業・解体工事業（経過措置）

7　「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表（四）及び別表（五）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

8　「講習受講」の欄は、法第15条第２号イに該当する者が、法第27条の18第１項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であつて、法第26条の４から第26条の６までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「１」を、その他の場合は「２」を記入すること。

9　「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第27条の18第１項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記載すること。

別紙三（略）

附　則

この省令は令和二年四月一日から施行する。

様式第二十五号の十一（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

（略）

別紙一（略）

別紙二（略）

様式第二十五号の十一別紙二

記載要領

1　この名簿は、0 4「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する技術職員（第18条の３第２項第１号又は第２号に該当する者。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類の数は２までとする。

2　□□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば□ □ 1 2 のように右詰めで記入すること。

3　6 1「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が３枚目であれば0 0 3、12枚目であれば0 1 2のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「０」を記入すること。

4　「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入すること。

5　「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。

6　「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から２つ以内で選び該当するコードを記入すること。なお、平成28年６月１日から平成31年５月31日までの間に、とび・土工工事業又は解体工事業の経営事項審査を受けようとするときは、必ず、とび・土工工事業の技術職員については「業種コード」の欄に「とび・土工工事業」のコード「05」を、解体工事業の技術職員については「業種コード」の欄に「解体工事業」のコード「29」を、とび・土工工事業及び解体工事業の技術職員については「業種コード」の欄に「とび・土工工事業・解体工事業（経過措置）」のコード「99」を、それぞれ記入すること。この場合、「業種コード」の欄に「とび・土工工事業」のコード「05」が記入された技術職員はとび・土工工事業及びとび・土工工事業・解体工事業（経過措置）の技術職員として、「業種コード」の欄に「解体工事業」のコード「29」が記入された技術職員は解体工事業及びとび・土工工事業・解体工事業（経過措置）の技術職員として、「業種コード」の欄に「とび・土工工事業・解体工事業（経過措置）」のコード「99」が記入された技術職員はとび・土工工事業、解体工事業及びとび・土工工事業・解体工事業（経過措置）の技術職員として、それぞれ審査される。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゆんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル･れんが･ブロック工事業	20	機械器具設置工事業	99	とび・土工工事業・解体工事業（経過措置）

7　「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表（四）及び別表（五）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

8　「講習受講」の欄は、法第15条第２号イに該当する者が、法第27条の18第１項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であつて、法第26条の４から第26条の６までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「１」を、その他の場合は「２」を記入すること。

9　「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第27条の18第１項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記載すること。

別紙三（略）